

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、国民年金保険料はいつも 1 年分まとめて納付しており、申立期間の保険料を納付した領収書も保管しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から国民年金に加入し、平成 11 年 3 月までの 28 年間、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が保管している申立期間である昭和 62 年度の国民年金保険料の領収証書の前納欄に昭和 63 年 4 月 13 日付けの A 銀行の領収印が押されていることが確認できるところ、納付が行われた時点では前納による納付期限を経過していることから、同行の事務処理に誤りがあったものと推測できる。

さらに、申立人の国民年金加入期間のうち保険料の納付日が確認できる期間の納付状況をみると、申立人は毎年、定額保険料を年度分一括納付しており、前納による保険料納付は行われておらず、申立人も前納した記憶はないとしていることから、申立人が納付した保険料は、昭和 62 年度分の定額保険料であったものと推測できる上、誤って期限後に前納保険料相当額を収納した場合、B 市では、不足する前納割引保険料相当額の納付書を別に送付しているが、当該納付書が申立人に送付された形跡も無く、また、納付書が送付されれば、納付意識の高い申立人が当該保険料を追加納付したと考えるのが自然である。

加えて、当該保険料が申立人に還付された形跡も見当たらないことから、行政機関の記録管理に過誤があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年9月まで

私の国民年金については、保険料の納付が困難であったため、加入期間のうち大部分の期間を申請免除していたが、申立期間については、A市でB業をして収入が増えたので、国民年金保険料を1年間納めきったことがあり、このことを別居していた妻に報告したところ、喜んでもらった記憶がある。

しかし、ねんきん定期便には、A市に住んでいた頃に1年分の国民年金保険料を納付した期間の記録が無いことに気が付いた。

申立期間直後の6か月の納付済期間と同様に申立期間の国民年金保険料についても納付したはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する「国民年金保険料免除申請承認通知書」により、C市に居住していた平成2年5月に、同年4月から3年3月までの国民年金保険料の免除申請を行い、当該申請について2年9月28日付けでD社会保険事務所（当時）から承認されたことが確認できることから、i) 申立人は、同年7月5日付けでA市に住民登録を異動しており、申立人が同市で転入手続を行った時点ではまだ保険料免除の承認が行われていないことから、未納となっていた平成2年度の保険料の納付書が同市から申立人に交付されたものと推認できること、ii) 申立人は、平成2年度の保険料のうち、2年10月から3年2月までを同市が交付した納付書により現年度納付していること、iii) 申立人は、同年3月分の保険料を同年7月に過年度納付しており、当該年度の保険料を全て納付しようとした状況がうかがえること、iv) 申立期間当時、C市に居住していた申立人の妻は、その当時、申立人から1年間の保険料を全て納付したことを報告されたと証言していることから、申立人は、A市から交付された納付

書により、申立期間の保険料を納付したとすることに不自然さは無い。

また、申立人は、1年を通して国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間の前後に、申立期間と混同するような期間は見当たらず、申立人の申立内容に信憑性^{びよう}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料及び同年7月から同年9月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで
③ 昭和56年10月から57年3月まで
④ 昭和57年7月から同年9月まで

私は、婚姻のため会社を退職し、A市で国民年金に加入した。申立期間①から③までの国民年金保険料は、納付書に基づいて金融機関等で納付していた。

昭和57年4月にB市に転居したが、B市では自宅に集金人が来ていたので、集金人に国民年金保険料を納付していた。ただし、転居した年の*月に長男を出産したため、その頃の国民年金保険料は集金人に納付できず、金融機関で納付したはずだ。申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納とされているが、間違いなく納付していたので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金保険料を全て納付し、保険料の納付意識が高かったものと認められるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和56年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間①は同手帳記号番号により現年度で保険料を納付することが可能である上、申立人が所持する年金手帳により、婚姻したことによる氏名及び同被保険者種別の変更手続を同年3月*日付けで行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間①の保険料を納付していたものと考えるのが

自然である。

また、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人は、国民年金保険料に加え付加年金保険料を納付しており、この時点で付加年金に加入していたものと認められ、生活環境に特段の変化も見当たらないことから、申立人は、申立期間②については、付加保険料についても納付していたものと考えられる。

しかしながら、i) 申立期間③について、申立人の年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 56 年 10 月 17 日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該期間は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられること、ii) 申立期間④について、申立人は、その頃の保険料は、子供を出産したため同市の集金人に納付できず、後に金融機関で納付したとしているところ、オンライン記録及び同市の同被保険者名簿により、申立人は、当該期間の保険料を納付期限後に納付したため、60 年 7 月 11 日付けで還付されていることが確認できることから、申立期間③及び④については、保険料が納付されたものとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 38 年 5 月頃に、私の母親が A 村（現在は、A 町）役場で行ってくれた。申立期間①については、母親が国民年金保険料を A 村役場で納付してくれ、42 年 6 月に婚姻し、B 市に在住していた申立期間②については、私が同市 C 支所で保険料を納付したと思うが、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したかも知れない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「母親が国民年金保険料を A 村役場で納付してくれたと思う。」と述べているが、i) 申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の母親及び父親の当該期間の保険料が法定免除されていること、ii) 申立人が所持する A 町が昭和 45 年 3 月 2 日付けで申立人に国民年金保険料の納付状況を回答したはがきにより、その時点で、申立人が同町に在住していた申立期間①を含む 39 年 4 月から 40 年 6 月までの期間は保険料の未納期間であることが確認できることから、これらは、申立人の主張とは一致しない。

しかしながら、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付し、昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月までについては付加保険料も納付しており、申立人の夫についても、国民年金制度が発足した 36 年 4 月から国民年金に加入し、その加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫は国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①直後で、国民年金保険料の納付済期間である昭和40年4月から同年6月までの期間について、既述のとおり、A町が45年3月2日付けで申立人の保険料の納付状況を回答したはがきにより、その時点で、時効により保険料を納付することができない未納期間であることが確認できることから、納付済期間となっている当該期間の保険料は、その後、特例納付された可能性を否定できない。

さらに、申立人の夫に係る昭和44年4月から45年12月まで(21か月)の国民年金保険料は、特殊台帳(マイクロフィルム)及びD市の国民年金被保険者名簿により、50年12月6日に特例納付(第2回特例納付:昭和49年1月から50年12月まで実施)されていることが確認でき、これについて、申立人の夫は、「私が当該期間の国民年金保険料の特例納付に係る手続きを行ったと思う。夫婦の未納期間の国民年金保険料を全て納付したことを鮮明に記憶しているが、その納付時期、納付金額等の具体的な状況を記憶していない。しかし、私の未納期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した昭和50年頃は、仕事も多忙で収入も安定していたので、必ず妻の未納期間の国民年金保険料も遡って納付したはずである。」と述べているところ、特例納付が可能な国民年金の強制加入期間である申立期間①及びこれに続く納付済期間である40年4月から同年6月までの期間の保険料については、保険料の納付意識の高かった申立人の夫が、50年12月6日に、併せて特例納付したものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の申立期間①(12か月)の国民年金保険料に係る特例納付に必要な金額は1万800円(1か月当たり900円)、続く納付済期間である昭和40年4月から同年6月までの期間(3か月)の特例納付保険料は2,700円であり、上述の申立人の夫の特例納付に要した金額(1万8,900円)と合わせると、夫婦の特例納付に必要な金額は合計3万2,400円であることが確認できることから、申立人の夫の厚生年金保険の標準報酬月額が49年7月時点の9万2,000円から50年8月時点には15万円に大きく増加していることが確認できることから、夫婦の特例納付に係る保険料の納付が可能であった状況がうかがえる上、当時仕事も多忙で収入も安定していたとする申立人の夫の主張は信頼できる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、E町への国民年金の住所変更手続きを適切に行い、昭和45年4月13日に同年1月から同年3月までの保険料を納付していることが確認でき、その時点で、申立期間②のうち43年1月から同年12月までの期間は保険料の過年度納付が可能な期間であるところ、既述のとおり、申立人について、申立期間後の国民年金保険料は全て納付されており、当該期間は12か月と短期間であることを考慮すると、保険料の納付意識が高かった申立人は当該期間の保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

しかしながら、当該国民年金手帳により、保険料の未納期間であることが確認できる申立期間②のうち昭和42年7月から同年12月までの期間は、45年4月の時点で、申立人は時効により納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び43年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は病気で会社を退職後、A 市で国民年金保険料の免除を受けていたが、昭和 63 年 4 月に B 町に転居したので、私の妻が同町 C 支所で夫婦二人分の保険料の免除申請を行った。

その後、D 社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料が未納となっていると督促があったので、同支所に確認したところ、担当者が私の免除申請書を本庁に送付することを失念していた様子で私たちに謝っていた。

これを同社会保険事務所に説明したが、取り合ってもらえず、そのままとなっていた。

申立期間については、妻も同様に免除となっておらず、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に A 市から B 町に転居後、申立人の妻が同町 C 支所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、同町の被保険者名簿は破棄済みのため、保険料の免除記録を確認できないが、オンライン記録及び A 市の被保険者名簿には、B 町への転居日が同年 3 月 28 日と記録されている上、申立人は、それまで免除申請手続を 4 回行っており、同手続の必要性について認識があったものと認められ、申立人が申立期間の同手続を行わなかったとは考え難い。

また、申立期間直前の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の申請免除が承認されており、申立期間当時、申立人は病気療養

中であったことが推認できることから、申立期間に免除申請手続きを行っていたら、承認されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとする同支所において、これを本庁に送付することを失念していたとする申立内容の事実を確認することはできないが、同支所では国民年金事務を扱い、保険料の免除申請を受け付けており、申立人の妻が免除申請手続きを行った当時の状況等に係る申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私(申立人の妻)は結婚した昭和49年頃、社会保険事務所(当時)に出向き年金記録の確認整理を行い、夫(申立人)の国民年金保険料に未納が無いことを確認した。その際、職員から「奥様のように記録を確認して下さる方が多くいると助かります。」と言われた記憶がある。

夫が亡くなり、夫の資格喪失及び遺族年金受給の手続を行った際に、夫の国民年金加入期間に保険料の未納期間があることを知った。年金手帳に領収証書を全て貼付していたが、遺品整理の時に全て廃棄した。現在、証拠書類は無いが、結婚した頃に記録を確認し、未納期間が無いことを確認した記憶がある上、夫の親が夫の国民年金保険料を納付していたことを知っているのので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)及びA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿により、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付したものの、厚生年金保険被保険者期間と重複していたとして、当該期間を含む昭和44年9月から45年12月までの納付済保険料が、46年5月20日に還付決定されていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人は、昭和45年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月20日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間について、申立人は厚生年金被保険者ではなく、国民年金の強制被保険者であり、当該期間の国民年金保険料を

還付する合理的な理由が見当たらないことから、当該期間は保険料の納付済期間とするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの期間及び同年10月から2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年3月まで
② 平成元年10月から2年1月まで
③ 平成2年10月
④ 平成4年3月から6年8月まで
⑤ 平成7年7月から9年5月まで
⑥ 平成11年12月及び12年1月
⑦ 平成12年11月
⑧ 平成13年5月から同年7月まで

私は、国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、申立期間について、納付時期や納付金額は明確ではないが、金融機関で国民年金保険料を納付書により納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年6月又は同年7月に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①直前の昭和62年12月から63年9月までの期間及び申立期間①は、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるところ、申立人は、「国民年金の加入手続を行った当時、分割で保険料を過年度納付したかもしれない。」と述べており、オンライン記録により、申立人は、平成元年10月9日に申立期間①直前の昭和62年12月から63年9月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、国民年金保険料の未納期間であった申立期間①及び②について、オ

ンライン記録により、平成2年7月5日に過年度納付書が作成されたことが確認でき、社会保険事務所（当時）は、申立人に過年度納付書を送付したものと認められるところ、申立期間①の前後は保険料の納付済期間である上、申立期間①は6か月、申立期間②は4か月といずれも短期間であることから、申立期間①及び②について、申立人が保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、オンライン記録により、平成13年9月10日に、当該期間に係る国民年金被保険者資格の記録（平成2年11月1日から13年5月7日まで）の処理が行われていることが確認でき、その頃に、申立人は国民年金の再加入手続を行ったものと推認できることから、その時点で、申立期間③、④及び⑤は時効により国民年金保険料を納付できない期間であることが認められる。

また、申立期間⑥及び⑦について、オンライン記録により、申立期間⑥は平成13年8月23日付けで、申立期間⑦は同年7月23日付けで、国民年金への加入勧奨対象者一覧表に申立人が記載されていることが確認でき、申立期間⑥及び⑦は、それぞれ申立人が当該一覧表に記載された時点で国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人が国民年金の再加入手続を行ったものと推認できる平成13年9月の時点で、申立期間⑥及び⑦は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立期間⑧は現年度納付が可能な期間であるものの、申立期間⑥、⑦及び⑧について、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額等は不明としており、保険料の納付状況は明確ではない。

加えて、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧は、6回で60か月と長期間であり、当該期間について、申立人が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの期間及び同年10月から2年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚を契機に退職したことに伴い、昭和 55 年 6 月に国民年金に任意加入し、都度、国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間の国民年金保険料については、ほかの納付済期間と同様に保険料を納付しており、遅れても必ず納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は昭和 55 年 6 月 25 日付けで国民年金に任意加入しており、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録により、申立人に対し、昭和 61 年 7 月 8 日付けで国民年金保険料過年度納付書が発行されていることが確認できるところ、同日において、同納付書の対象となる保険料未納期間は申立期間のみであることから、当該納付書は、申立期間の納付書であったものと推認でき、保険料納付意識の高かった申立人は、送付された納付書で申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間の前後を通じ、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、国民年金の任意加入手続を行った昭和 55 年 6 月以降住所の変更が無い上、生活状況にも大きな変化がみられないことから、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難であった事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に大学を卒業した後、社会人になってから自分で国民年金に加入した。国民年金保険料は銀行の窓口で納付し、その際、納付書に印を押してもらっていた。

また、私は国民年金保険料を納付できるから国民年金に加入したのであり、申立期間当時はA専門職をしており、金銭的にゆとりがあり、保険料をまとめて納付した記憶もある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、平成3年10月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち元年9月から3年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成3年度から平成13年11月に国民年金第3号被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められるとともに、申立人は、申立期間当時は金銭的に余裕があり、保険料をまとめて納付した記憶もあるとしていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される3年10月の時点で、過年度納付が可能であった元年9月から3年3月までの保険料を申立人が納付したものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年8月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される3

年10月の時点で、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人に対し、別の相手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の昭和 44 年 1 月の前後 3 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす 14 人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者が 5 人（申立人を含む。）であることが確認できるとともに、複数の者が、脱退手当金を自ら請求して受け取った旨を供述していることを踏まえると、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間がその計算の基礎とされるべきものであるところ、申立期間より前の別の事業所における 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、これら 3 回の被保険者期間のうち、申立人が最初に勤務した事業所における被保険者期間を含む 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相当程度相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月1日から30年3月15日まで
② 昭和30年5月10日から33年1月27日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和33年1月27日の前後3年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は5人（申立人を含む。）であることから、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間①及び②は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上、不自然である。

さらに、申立期間②において勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間は短期間であり、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間②後の厚生年金保険の被保

険者期間については、両申立期間と同一の被保険者記号番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものと認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで
申立期間はA社にB職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚から提出された給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は、昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

しかし、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和62年1月20日に株主総会の決議により解散となっており、申立期間当時は、法人事業所であることが確認できる上、同社においてC職7人が就任していることが確認できるほか、雇用保険の被保険者記録によると、複数の同僚が申立期間において同社で

雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時は、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

昭和51年7月7日から61年12月31日までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚から提出された給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は、昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

しかし、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和62年1月20日に株主総会の決議により解散となっており、申立期間当時は、法人事業所であることが確認できる上、同社においてB職7人が就任していることが確認できるほ

か、雇用保険の被保険者記録によると、複数の同僚が申立期間において同社で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時は、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち昭和45年5月4日から46年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を45年5月4日、同資格喪失日を46年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、45年5月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から46年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③のうち昭和47年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月3日から同年6月1日まで
② 昭和39年1月1日から同年3月23日まで
③ 昭和44年12月11日から47年7月1日まで
④ 昭和47年12月21日から48年6月1日まで
⑤ 昭和56年1月1日から57年1月1日まで

申立期間①は、昭和35年5月中にC社を自己都合により退職したが、同社の関連会社であるD社に採用された際、同社の当時の事業主の子から、「昭和35年5月末日までC社に勤務していたことになる。」と聞いていた。

申立期間②は、D社E事務所が倒産し、C社において勤務することとなった時期に当たるが、両事業所に継続して勤務していた。

申立期間③は、A社が倒産し、同社の事業を関連会社のB社が引き継ぐこ

ととなった時期であるが、両事業所に継続して勤務していた。

申立期間④は、B社に継続して勤務していた。

申立期間⑤は、昭和56年12月31日にB社を退職したと記憶している。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間③のうち、昭和45年5月4日から46年3月31日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の加入記録が確認できる昭和44年に被保険者資格を取得している者が12人、申立期間③に係る45年は13人であることが確認でき、その資格取得者数はほぼ同数であることが確認できるところ、申立人及び申立人と同職種の同僚は、44年及び45年において、同社における事業内容に変更は無く、従業員数もほぼ同数であった旨を供述していることから、同社では、同年においても44年と同様に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間③当時、A社において、F事業のG職業務に従事していた旨を供述しているところ、上記の昭和44年に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している12人のうち6人（申立人を除く。）は、その加入記録が1年未満であることから、申立人と同様にG職業務に従事していたと考えられる上、このうち5人は、申立期間③に係る45年においても同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間③のうち、A社に勤務していた年の5月に、作業中に発生した事故に遭い、その後、その年は休業し、冬頃まで継続して治療を受けていた。事故に遭った当初は、会社から休業補償分の給与が支払われていたが、労働災害として認定された後は、会社から給与が支払われなくなった。その後、会社から、『社会保険の保険料は、会社から給料が支払われていない場合であっても負担しなければならないため、本人負担分の社会保険料を会社まで持参するように。』と言われ、その後のしばらくの期間、毎月、勤務場所であった作業場ではなく、会社事務所まで社会保険料を支払いに行っていた。」と具体的に供述しているところ、前述の同僚5人のうち1人は、「A社において、私はH作業を行い、申立人はI職として勤務していた。申立期間③頃、作業中に発生した事故のために申立人がけがをして休んでいた記憶がある。」と供述し、他の一人は、「私は、会社事務所に勤務していたが、申立人が労働災害のことについて、会社と話し合っていたことを

記憶している。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち昭和45年5月4日から46年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における同職種の同僚の記録から、昭和45年5月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から46年3月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、既に解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、厚生年金保険料を納付したか否かについて確認することができないが、同社に係る当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年5月から46年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③のうち昭和47年6月1日から同年7月1日までの期間について、雇用保険被保険者記録及びB社から提供された失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人が昭和47年6月1日に雇用保険の被保険者資格を取得した旨の届出に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書、及び同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を提出しているところ、両確認通知書に記載されている提出日が一致していることから、同社は雇用保険及び厚生年金保険に係る届出を同時に行ったことが確認できるとともに、同社は、「当社では、基本的に、健康保険及び厚生年金保険と雇用保険とを同時に加入させ、これらの保険料を控除している。手続に何らかの誤りがあった可能性がある。」と回答している。

さらに、B社に係る被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保

険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 29 人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、このうち 28 人については、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とが一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち昭和 47 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社に係る昭和 47 年 7 月の社会保険事務所の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和 47 年 7 月 1 日であることが確認できることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は、「C 社に勤務していたが、事情により、昭和 35 年 5 月中に同社を退職することになった。その頃、同社の関連会社であった D 社の事業主の子から、『昭和 35 年 6 月から J 市の現場で働かないか。』との誘いを受け、同社に勤務することになった。その際、事業主の子からは、『昭和 35 年 5 月末日まで C 社に勤務していたことになるよう、同社の事業主には話をしている。』と聞いていた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、C 社は、昭和 49 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、同社の解散時の事業主も、「当時、私は事業主の下で K 職を務めていた。申立人を記憶しているが、当時の資料が残っておらず、申立人の主張については何も分からない。」と供述している。

また、D 社についても、商業・法人登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主及びその子は既に死亡していることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における加入記録があり、生存及び所在が確認できた同僚 10 人に照会し、4 人から回答が得られたものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述

は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②について、申立人は、「申立期間②頃、D社が倒産し、同社からC社に転籍した時期に当たるが、両事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所名簿及びオンライン記録により、D社E事務所は、昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、これは、申立人の主張と符合している。

しかしながら、前述のとおり、D社及びC社は既に解散しているとともに、申立期間②当時の事業主も既に死亡している上、C社の解散時の事業主は、「申立人は、数人の従業員とともに、申立期間②以降から再びC社においてL作業に従事するようになったが、その正確な時期までは記憶していない。申立人らが申立期間②以前に勤務していた会社から継続して勤務したか、同社を退職した後、C社において新規に採用されたかについては分からない。」と回答している。

また、D社E事務所及びC社に係る被保険者原票において、申立期間②頃にD社E事務所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において同資格を取得している同僚が二人確認できるが、両人は、いずれも両事業所における厚生年金保険の加入記録が継続していないことが確認できる上、このうち一人は、両事業所における被保険者資格喪失日及び同資格取得日が申立人と同日となっており、申立期間②における同保険の加入記録が無い。

さらに、上記同僚二人は既に死亡していることから、申立人の申立てに係る事実について確認できない上、申立人も、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間③のうち昭和44年12月11日から45年5月4日までの期間について、前述のとおり、A社は解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、A社において、申立人と同様に、昭和44年及び45年にF事業のG職業務に従事していたと考えられる前述の同僚5人のうち1人は、「申立人と一緒に勤務していたが、現場での勤務であったため、冬期間は雪のために休業していた。申立人も冬期間は勤務できなかった。」と供述しており、他の4人からも、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった上、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間③のうち昭和46年4月1日から47年6月1日までの期間について、B社は、「申立人の勤務期間について記録した資料が無いものの、失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、昭和47年6月1日までは当社に勤務していなかったものと考えられる。」と回答している上、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B社に係る被保険者原票において、当該期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会したものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、「A社における労災事故のため休職していたが、昭和46年の春からは、体を慣らすために徐々に勤務を始めた。その際、会社の看板がA社からB社に変わっていたことを記憶している。しかし、体調が思わしくなく、勤務中に倒れて病院に連れて行ってもらうこともあるような状態であったため、勤務日数も少なく、度々働いていた程度であった。体調が回復し、通常の勤務を開始したのは、さらにその翌年からであった。」と具体的に供述しており、申立人は、当該期間において、通常の勤務ができなかった状況がうかがわれる上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間④について、申立人は、「申立期間④においても継続してB社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間④に係る健康保険及び厚生年金保険並

びに雇用保険の届出資料によると、申立人は、申立期間④において、当社に勤務していなかったものと考えられる。」と回答している上、申立期間④における申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）によると、申立人は、昭和47年12月にF事業が終了したことから同社を解雇されており、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人と同日の昭和48年6月1日に被保険者資格を取得している同僚が3人確認できるところ、このうち連絡が取れた二人は、「A社の解散後、申立人以外の私達3人は、B社のM部においてN作業に従事していたが、申立人は、昭和48年1月頃から私達3人に合流して同様の作業に従事するようになったと記憶している。しかし、同年5月までは正社員ではなく、申立期間④当時は、日雇制や請負制の給与であった。その後、同社M部がO工場を設置することとなったため、私達3人と申立人は、同年6月から正社員となり、専門的な知識や技術を身につけるために県外に研修に行ったりすることになった。そのため、厚生年金保険にも同年6月から加入した。申立期間④については厚生年金保険料が控除されておらず、申立人も同様であったと考えられる。」と具体的に供述しているとともに、当該同僚3人も、申立期間④における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

8 申立期間⑤について、申立人は、「昭和56年12月31日にB社を退職しており、申立期間⑤は、同社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間⑤に係る健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の届出資料によると、申立人は、昭和55年12月31日に退職したものと考えられる。」と回答しており、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書（事業主控）によると、申立人は、昭和55年12月31日に同社を退職しており、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、雇用保険受給資格者証の写しによると、申立人は、昭和55年12月31日にB社を退職した後、56年1月16日に求職の申込みを行い、待期

期間及び給付制限期間の満了後、同年 12 月 19 日までの期間について求職者給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和51年10月1日、同資格喪失日は55年9月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和51年10月から52年7月までは9万2,000円、同年8月から53年9月までは12万6,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円、同年10月から55年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から55年9月7日まで
申立期間は、A社においてB職として勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と同姓同名で、生年月日も一致しているが、厚生年金保険被保険者記号番号が異なる記録が存在し、昭和51年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し55年9月7日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、被保険者原票の被扶養者欄に記載されている者は、申立人の子の氏名及び生年月日と一致していることが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）が、当時、被保険者原票の厚生年金保険被保

険者記号番号を誤って記載したことが原因で、オンライン記録では、申立人の当該事業所における被保険者記録が別の被保険者の記録となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55年9月7日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者原票の記録から、昭和51年10月から52年7月までは9万2,000円、同年8月から53年9月までは12万6,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円、同年10月から55年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社に勤務し、平成20年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業所において標準賞与額に係る届出が漏れていたことが判明した。

A社は、既に年金事務所に訂正の届出を行っているが、厚生年金保険料については時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る賞与支給明細書、同社から提出された賞与データ及び同社の事務担当者の供述により、申立人は、平成20年12月12日に同社から17万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から17万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は20万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②のうち、B社における平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年4月1日であると認められることから、申立期間③の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで
③ 平成4年3月31日から同年4月1日まで

昭和63年7月20日から平成3年3月31日までA社でC職として継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日にA社からB社に移籍し、4年3月31日までC職として継続して勤務したが、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、

厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成2年7月及び同年10月のオンライン記録から、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、B社の当時の事業主に照会したところ、回答が得られず厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、オンライン記録により、A社からB社に移籍したことが確認できる38人(申立人を含む。)のうち10人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた8人のうち5人は、いずれも「申立人と同様、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成3年4月1日付けで、A社の事業主が別に設立したB社に移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から継続して控除されていたのは間違いない。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた別の同僚から提出された給与明細書により、同人は、3年4月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、同人の移籍前の勤務先

であるA社における平成元年12月から3年3月までの期間の同控除額と同額であることが確認でき、同控除額は同社の元年8月の随時改定時の標準報酬月額に基づき控除されていることから判断して、申立人についても、同様に同年8月の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められることから、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、当該期間において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成4年3月31日までB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の同年10月8日に当初の同年4月1日の資格喪失日の記録を遡及して訂正しており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成4年4月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るB社における平成4年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

- 4 一方、申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主からは厚生年金保険料の控除について回答が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、前述の当該事業所に勤務していた同僚から提出された

給与明細書によると、同人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は18万円、同年10月から3年3月までは19万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②のうち、B社における平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年4月1日であると認められることから、申立期間③の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで
③ 平成4年3月31日から同年4月1日まで

昭和63年4月1日から平成3年3月31日までA社でC職として継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日にA社からB社に移籍し、4年3月31日までC職として継続して勤務したが、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、

厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成2年7月及び同年10月のオンライン記録から、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から3年3月までは19万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、B社の当時の事業主に照会したところ、回答が得られず厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、オンライン記録により、A社からB社に移籍したことが確認できる38人(申立人を含む。)のうち10人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた8人のうち5人は、いずれも「申立人と同様、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成3年4月1日付けで、A社の事業主が別に設立したB社に移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から継続して控除されていたのは間違いない。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた別の同僚から提出された給与明細書により、同人は、3年4月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、同人の移籍前の勤務先

であるA社における平成元年12月から3年3月までの期間の同控除額と同額であることが確認でき、同控除額は同社の元年8月の随時改定時の標準報酬月額に基づき控除されていることから判断して、申立人についても、同様に同年8月の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められることから、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、当該期間において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成4年3月31日までB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の同年10月8日に当初の同年4月1日の資格喪失日の記録を遡及して訂正しており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成4年4月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るB社における平成4年2月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

- 4 一方、申立期間②のうち平成3年5月1日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主からは厚生年金保険料の控除について回答が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、前述の当該事業所に勤務していた同僚から提出された

給与明細書によると、同人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社B支店）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月11日から同年8月20日まで

申立期間は、A社D営業所から同社B営業所に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社から提供された人事に関する通達及び申立人に係る社員台帳により、申立人が同社に継続して勤務し（A社D営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事に関する通達によると、申立人は昭和45年7月1日付けで異動発令されているが、申立人の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、同年7月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無く不明であるが、納付したと思う。」と回答しているが、事業主が保管している申立人に係る（株）

C社B営業所の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和45年8月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年7月1日から62年2月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年2月28日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から63年1月まで

申立期間は、A社又はB社に勤務していたので、厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月1日から62年2月28日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和61年7月1日と記録されているが、同日より後の同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われている上、当該決定は二重線で取り消されており、健康保険証の返納は62年2月と記録されていることが確認できる。

また、被保険者原票によると、当該事業所において昭和61年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している4人についても、申立人と同様な処理が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた9人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた5人のうち、当時の代表取締役は、「当時の関連資料が無く、分からない。」と回答しているものの、二人が、「当時は会社の業況が悪く社会保険料の滞納

があったため、社会保険事務所（当時）から再三督促されていたことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和61年7月1日に申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった62年2月28日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和61年6月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和62年2月28日から63年1月までの期間について、オンライン記録によると、A社は62年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、前記の代表取締役は、「昭和62年2月28日以降は、社員を雇用していない。」と供述している。

また、商業・法人登記簿謄本により、申立人は、昭和62年6月30日から平成元年4月10日までの期間、B社のC職であったことは確認できるが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、当時の代表取締役は、「当時の関連資料は残っていないが、同社は厚生年金保険には加入しておらず、申立人の給与から同保険料を控除していない。」と供述しており、オンライン記録によると、当該代表取締役も、同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、前記の申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、回答を得られた一人は、「私はB社には勤務しておらず、昭和62年2月以降は申立人と一緒に勤務していないので分からない。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月28日から同年12月14日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年12月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月28日から53年11月28日まで
A社には昭和51年4月1日から53年11月28日まで勤務し、B作業をしていたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻が名前を挙げた4人の同僚のうち1人は、「申立人は、私が辞めた時は、まだ勤務していた。」と述べているところ、同人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和52年12月1日であることがオンライン記録により確認できること、及び申立人の妻の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年11月28日となっているところ、翌月の同年12月14日に同資格を喪失している者が8人確認でき、このうち生存及び所在が確認できた7人に照会し、回答が得られた4人全員が申立人と同じB作業の仕事をしており、同保険の被保険者資格を喪失した同日以後も当

該事業所に継続して勤務していたと述べている。

さらに、前述の4人のうち1人は、「昭和52年11月頃、社会保険からしばらくの間脱退すると会社から説明があった。」と述べていることから、当該事業所は、B作業をしていた従業員について、同年12月14日に同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしたと判断でき、申立人のみが他の同職種の同僚と異なる取扱いであった事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和52年11月28日から同年12月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の書類が保管されていないため確認できないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和52年12月14日から53年11月28日までの期間について、当該事業所は、「当時の書類が見当たらないため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できない。」と回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年12月14日となっている8人のうち1人は、「昭和52年11月頃、社会保険からしばらくの間、脱退すると会社から説明があった。同保険の被保険者資格喪失後も当該事業所に勤務していたが、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、自ら国民年金に加入した。」と述べている。

さらに、他の同僚からも当該期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない上、申立人は昭和52年12月から国民年金に加入し保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、当該期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年1月13日から同年2月5日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月5日であると認められることから、当該期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和62年2月5日から63年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和62年2月5日）に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、62年2月から同年4月までは18万円、同年5月は16万円、同年6月から63年4月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月13日から63年5月1日まで
昭和49年3月頃から平成19年1月頃までA社においてB職として継続して勤務していた。

年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和62年1月13日から同年2月5日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間にA社で勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」とい

う。)を喪失した昭和62年1月13日と同日付けで、当該事業所の厚生年金保険被保険者18人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所の経理事務担当者を含む複数の同僚は、「当該事業所は、昭和61年までの社会保険料滞納額が多額になったため、社会保険事務所(当時)の担当者に厚生年金保険の加入を打ち切られた。」と供述している。

さらに、申立人に係る被保険者原票によると、申立人の子が被扶養者として記録されているところ、同人の誕生日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和62年1月13日より後の同年2月*日であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和62年1月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の閉鎖日は平成20年3月28日となっている上、申立期間において、当該事業所の役員に二人が就任していることが確認できるほか、先述の同僚18人のうち回答が得られた3人は、いずれも申立期間において継続して勤務していたと回答していることから、当該事業所は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年1月13日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、申立人の子の誕生日である同年2月*日であると認められる。

また、昭和62年1月の標準報酬月額は、申立人の61年12月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和62年2月5日から63年5月1日までの期間について、申立人が保管している給料明細書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における上記訂正後の資格喪失日(昭和62年2月5日)を63年5月1日に訂正することが必要である。

なお、上記のとおり、当該事業所は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管している給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和62年2月から同年4月までは18万円、同年5月は16万円、同年6月から63年4月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないが、当該期間において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出

を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

事業主の勘違いにより、平成19年の夏季賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったことが判明し、事業主が新たに年金事務所に同賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録が年金給付に反映されないため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成19年夏季賞与に係る給与支払明細書及びA社から提供された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、同年8月10日に同事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与支払明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っ

ていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年9月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から52年9月まで
② 昭和54年4月から56年3月まで

申立期間①について、昭和48年6月の婚姻手続の際、元夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の私の国民年金保険料を自身の保険料と併せて納付してくれていた。

申立期間②について、夫は自営業であったため、金融機関の融資を受けるに当たり、税金や国民年金保険料の未納が無いよう私たち夫婦の保険料を夫の預金口座から振替で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の元夫が、昭和48年6月にA市役所で婚姻届を提出した際に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を夫婦二人分併せて納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により56年4月頃にB市で払い出されていることが確認できる上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は当該期間において国民年金に未加入であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の同手帳記号番号が払い出された昭和56年4月時点で、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、一緒に納付していたとする申立人の元夫の当該期間における国民年金保険料も、その大部分が未納となっていることがオンライン記録により確認できること

から、元夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、自営業をしていた申立人の夫が、金融機関から融資を受けるため、税金や国民年金保険料の未納が無いよう、申立人夫婦の国民年金保険料を申立人の夫の預金口座から振替納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 4 月に払い出されており、申立人は当該期間において国民年金に未加入であり、申立人の保険料を口座振替で納付することはできなかったものと考えられる。

また、B 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫の国民年金保険料は、昭和 59 年度から口座振替で納付されていることが確認できるにすぎない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 4 月まで

私の国民年金については、私が 20 歳になる少し前に送付されてきた国民年金の加入届と共に口座振替の申込用紙に口座番号を記載して、私の母親が手続を行ってくれた。

申立期間当時は、両親と私の 3 人で家業を営んでおり、申立期間の国民年金保険料については、給料が振り込まれる私の口座から、毎月、振替によって納付しており、これまでまとめて納付したことや納付書によって納付したことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成 3 年 5 月又は同年 6 月頃に払い出されたものと推認できるところ、当該払出時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間中、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録により、平成 3 年 6 月 10 日に社会保険事務所（当時）において、その時点で納付が可能な元年 5 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料過年度納付書が作成され、当該過年度保険料が同年 6 月 20 日に納付されていることが確認できることから、申立人は、社会保険事務所から送付された納付書に従って、その時点で過年度納付が可能である全ての期間について保険料を納付したものと考えられ、その記録に不自然な点は見られない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿により、i) 申立人の平成 3 年度から 5 年度に係る国民年金保険料の納付日が不規則であり、申立期間当時の A 市の

口座振替日（当月末）とは一致しないこと、ii）当該期間に係る申立人の両親の保険料納付は、口座振替によるものであることが確認できるところ、その納付日は、申立人のものとは相違していることから、申立人が20歳になる前に送付されてきた書類で国民年金の口座振替手続を行ったとする申立人の母親の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から56年3月までの期間及び57年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年1月から56年3月まで
② 昭和57年4月から平成元年3月まで

申立期間①及び②は、いずれも当時勤務していた事業所が社会保険の適用事業所ではなかったことから、自身で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①については、昭和53年1月にA市B区C出張所で国民年金の加入手続きを行い、毎月同出張所の窓口又はD銀行（現在は、E銀行）で、送られてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、昭和57年4月又は同年5月にA市F区役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、G銀行で送られてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、当時、勤務していた事業所がいずれも社会保険の適用事業所ではなかったことから国民年金に加入したとしているところ、i) 申立人が当時居住していたA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が存在せず、国民年金の加入記録が無いこと、ii) オンライン記録により、申立人の基礎年金番号の記録には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前に国民年金に加入していた者に対し必ず付番されている国民年金記号番号の記録が無いことが確認できることから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間①及び②を併せると123か月と長期間にわたり、申立人は国民年金保険料を毎月納付していたとしていることから、当時、申立人が居住していたA市B区及びF区において、これだけの期間及び回数の事務処理の誤りが起こることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年1月まで

平成5年9月に私の夫が退職したことにより、私は国民年金保険料を納付しなければならなくなったが、大学生の子供に学費や生活費を仕送りしていたため納付することが困難で、保険料を納めないでいた時期があった。

ある時、国民年金保険料を納付するよう督促されたため、役所に納付が困難であることを相談に行ったところ、納付免除制度があることを教えられ、申請手続を行った。

申立期間について、国民年金保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料の免除申請手続を行っていたとしているところ、i) 申立人は、保険料の免除申請を行った場所、時期及び回数などについての記憶が曖昧であること、ii) 申立人は、申請免除を受ける場合、毎年度申請手続を行う必要があることを認識していなかったと思われること、iii) A市は、保険料の納付勧奨対象者を管理するため、免除申請を受け付けたことを確実に記録していたとしており、申立人の申立期間直前の平成7年度の免除期間に係る申請については受付記録が確認できるが、申立期間については免除申請を受け付けたことが確認できないことから、申立人が、申立期間の保険料について免除申請を行ったものとは考え難い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料等が無く、ほかに申立人が当該期間の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から平成元年12月まで

私は、妻と同じ職場に勤めていたが、昭和59年*月に第1子が生まれる際に夫婦二人で会社を退職し、厚生年金保険の被保険者ではなくなったので、同年10月頃、私の妻が私と妻の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を併せて納付してくれていた。

申立期間について、私の妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月頃、申立人の妻が妻の分と併せて申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、同年11月頃に払い出されたものと推認できるものの、申立人の同手帳記号番号は、同様の調査により、平成5年3月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる平成5年3月の時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できないほか、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

北海道厚生年金 事案 4070 (事案 3032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 30 日まで

申立期間①については、A社B支店C営業所に勤務し、申立期間②については、D社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録の訂正の申立てを第三者委員会に行ったところ、同委員会から認められないとの通知をもらった。

その後、申立期間①及び②の事業所に勤務していたことを証言してくれる友人がいるので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社B支店C営業所で勤務していた状況がうかがわれるものの、i) 同社本社は、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人に係るこれらの届出書を確認したが、見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務していたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務したのであれば、当社のE業務担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤務であった可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は既に死亡している上、残りの一人は、「申立人とは一緒に勤務したが、短い期間であり、その時期は覚えていない。また、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していること、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部において、申立事業所とは異

なる事業所で雇用保険に加入していること、iv) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は申立期間①において当該事業所に勤務していたこと等を証言してくれる者として友人の名前を挙げ、当該友人に確認してほしいと主張していることから、当該友人に照会したところ、「私は申立人が A 社に短期間勤めていたことは覚えているが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述している。

また、申立人は、申立人の兄が経営していた F 社に勤務していた時にその兄から G 県で勉強してくるように言われ、A 社に入社したと主張しているところ、その兄は既に死亡しており、供述を得ることができないことから、同社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の姉に照会したところ、同人は、「私が F 社に勤務していた時に申立人も同社に勤務していたこと、申立人が兄の指示で H 商品の商品知識を習得するために、I 社という H 商品製造販売会社に 1 年間ぐらい修行に行ったことは覚えている。しかし、申立人が同社での修行後、A 社に勤務していたか、同社に研修に行ったかまでは記憶がない。」と供述している。

なお、上述の I 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間②について、i) 申立人が D 社が所在していたとする住所地を管轄する法務局に照会したところ、同名の事業所が 3 事業所確認できたが、商業・法人登記簿謄本によると、いずれの事業所も、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっている上、3 事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致していた 1 事業所の元 J 職からは、「当社は、K 市で営業していたことはなく、L 事業を行っていなかった。」との回答があったこと、ii) オンライン記録によると、管轄社会保険事務所（当時）に同社と同一名称の厚生年金保険の適用事業所が 3 事業所確認できるが、いずれの事業所も、申立人が記憶している所在地及び事業主名と符合しないこと、iii) 申立人は同僚 5 人の名前を挙げているが、このうち 4 人は本人が特定できず、残り一人は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかったこと、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同社に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は申立期間②において当該事業所に勤務

していたこと等を証言してくれる者として、前記1で挙げた友人の名前を挙げているところ、当該友人は当初の申立て時において照会を行った者であったが、再度、照会したところ、「私はD社という会社名を聞いたこともなく、申立人が同社に勤務していたという記憶もない。」と供述している。

また、申立人は当該事業所に入社した経緯は、大学卒業後に勤務した事業所の当時の同僚から紹介されて入社したと主張しているものの、当該同僚は所在が不明であることから、供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「当該事業所は、M事業所及びN事業所と取引があった。」と述べていることから、両事業所に照会したところ、いずれの事業所もD社というL事業関連会社を聞いたこともない上、取引実績もないので、同社については分からない。」と回答している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月11日から40年9月19日まで
② 昭和44年8月29日から45年2月8日まで
③ 昭和45年8月2日から46年1月25日まで
④ 昭和46年7月1日から47年3月24日まで
⑤ 昭和47年6月1日から48年2月25日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①から⑤までについては、脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間⑤において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から⑤までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間⑤に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和48年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者期間については、申立期間①から⑤までの5回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているところ、申立期間⑤後の別の事業所における被保険者期間は別の記号番号で管理されていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず

ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 2 日から 46 年 3 月 26 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和46年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人は、申立期間前の2年を超える厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月23日から27年8月13日まで
② 昭和27年9月10日から28年3月20日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受けとったところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶はないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和28年4月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、上述のとおり昭和28年4月30日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間がなければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、31年5月まで厚生年金保険の加入期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人には受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで
申立期間はA社にB職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間当時、健康保険証の交付を受けていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 6 月 2 日から同年 12 月 16 日までの期間、49 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間、50 年 5 月 26 日から同年 12 月 22 日までの期間、51 年 5 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間及び 52 年 5 月 3 日から同年 9 月 6 日までの期間において、A社にB職として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち 48 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 31 日までの期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主は、「関係資料を保管しておらず、当時のC業務担当者も既に死亡していることから、申立期間当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者二人のうち、個人が特定できた一人に照会したものの、同人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的な供述が得られなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、回答が得られた5人のうち3人は、「申立人は、勤務期間は特定できないものの、B職として勤務していた。」と供述しているとともに、このうち当時の経理事務担当者であったとする者を含めた二人は、「B職は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、残りの二人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述が得られず、申立人も申立期間の厚生年金保険料控除について具体的な記憶がない。

その上、A社に係る被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和52年9月15日から53年1月30日までの期間については、同社とは別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年8月1日まで

昭和44年4月から58年12月31日までA社（昭和44年12月22日まで
は、B事業所）に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社にお
ける厚生年金保険の被保険者資格取得日が49年8月1日となっており、申立
期間の加入記録が確認できない。

しかし、A社における勤続*年の表彰状から、同社に勤務していたことを
確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったこと
を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管するC団体及びD団体の各表彰状か
ら、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められ
る。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は昭和49年8月1日に厚生年金
保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確
認できる。

また、オンライン記録により、A社は、平成22年9月1日に厚生年金保険
の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、同年
8月26日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主
は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用
及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社のE職であった者は、「B事業所は、昭和30年頃から44年
12月に法人化するまでの期間は、個人経営の事業所であった。関係資料が無
く、申立期間当時の状況は分からないが、当社が厚生年金保険の適用事業所と

なったのは49年8月であることから、この前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。従業員は、それぞれ国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該E職は、同年8月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間において国民年金の被保険者であることが確認できるとともに、当時の事業主も、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和49年8月1日に同社における被保険者資格を取得していることが確認できる者で、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた二人のうち、同資格取得日が採用日であった一人を除く他の者は、「昭和41年5月頃からB事業所に勤務していたが、同事業所において厚生年金保険に加入したのは49年8月1日である。これ以前は、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、同人は、申立期間において国民年金の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4076 (事案 1986 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 54 年 7 月 1 日まで

申立期間については、A社において、B業務担当として勤務していた。厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

新たな資料は無く、新たに思い出したこともないが、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士が当時の状況について知っているはずなので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、i) オンライン記録によると、同社は昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できること、ii) 同社は平成 9 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同年同月日に破産宣告を受けている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、iii) 申立人は申立期間当時の同僚 5 人の名前を挙げているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら同僚と同姓の厚生年金保険被保険者の記録は確認できない上、このうち唯一連絡が取れた同僚からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかったこと、iv) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 4 人のうち 2

人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、他の二人は、いずれも同社とは異なる別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「新たな資料は無く、新たに思い出したこともないが、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士が当時の状況について知っているはずなので、再度調査してほしい。」としているところ、当該社会保険労務士については、当初の申立てにおいて照会し、回答が得られているが、再度、同人に照会したものの、「新たに見つかった資料は無く、新たに思い出したこともない。A社が厚生年金保険の適用事業所となった際の手続及びその他の社会保険手続を行っていたと思うが、当時の状況をはっきり覚えていない。」と回答していることから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与支給額よりも低額な記録となっている。

また、申立期間中に標準報酬月額が下がっている期間があるが、給与額が下がることはなかった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、18 年 6 月 30 日に解散していることが確認できる上、同社の清算人は、「申立人に関する資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚一人の名前を挙げているところ、同人からは、申立期間の一部の期間に係る給与明細書が提供されているものの、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額であることが確認できる上、同人からは、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と同日の昭和 42 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同年代であり、資格取得時における

標準報酬月額が同程度であった同僚7人の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている状況は認められない上、このうち二人については、申立人と同様に、申立期間中に標準報酬月額が引き下げられている期間が確認できる。

加えて、上記同僚7人に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち一人は、「私も、申立期間当時の給与支給額よりも標準報酬月額が低額に記録されている。」と供述し、同人からは、申立期間の一部の期間に係る給与明細書が提供されているものの、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額であることが確認できる上、他の4人からは、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人は、申立期間中に給与額が下がることはなく、標準報酬月額が下がることはあり得ない旨を主張しているが、前述の同僚二人から提供された給与明細書によると、当該事業所においては、本俸以外の諸手当の支給額が増減していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が引き下げられている期間があることに不自然さはいかぬが、当該事業所に係る被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点も認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 8 日から 55 年 12 月 13 日まで
② 昭和 56 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 31 日まで

申立期間①はA社B工場、申立期間②はC社にそれぞれ勤務しD事務を担当していたが、両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低額となっており改ざんされている。

申立期間①及び②について、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間①について、毎年夏と冬に賞与を支給されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B工場に勤務していた申立期間①当時、男性並みの給与支給額であったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給された給与額に比し低く改ざんされているので訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B工場は、昭和 55 年 12 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 26 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、そのうち 8 人は、「当時、E事務を担当していた者は、申立人であった。」と供述するとともに、当該 8 人のうち当時の給与支

給額を記憶していた4人は、共に「給与明細書を保管していないが、記憶している給与支給額と標準報酬月額との記録とは相違していない。」と供述していることから判断して、申立期間①当時、当該事業所における標準報酬月額に係る届出が適正に行われていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間①当時、男性並みの給与が支給されていたと主張しているところ、オンライン記録により、申立人及び申立期間①当時F職であった5人を含む申立人と同年齢以上の男性被保険者29人について、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額は、事業主及びG職と同程度の標準報酬月額であり、これらの者を除く被保険者(24人)の標準報酬月額と比較した場合には、おおむね2倍近い額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の被保険者原票によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額の記録が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給された給与額に比し低く改ざんされているので訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和62年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できたG職を含む16人に照会し、6人から回答が得られたところ、そのうち5人は、「当時、E事務を担当していた者は、申立人であった。」と供述するとともに、当該5人のうち当時の給与支給額を記憶していた二人は、共に「給与明細書を保管していないが、記憶している給与額と標準報酬月額の記録とは相違していない。」と供述していることから判断して、申立期間②当時、当該事業所における標準報酬月額に係る届出が適正に行われていたことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録により、申立人及び申立期間②当時F職であった者6人を含む申立人と同年齢以上の男性被保険者13人について、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額は、G職と同程度の標準報酬月額であり、これらの者を除く被保険者

(7人)の標準報酬月額と比較した場合には、おおむね2倍近い額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の被保険者原票によると、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間①について、毎年夏と冬に賞与を支給されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので訂正してほしいと主張しているところ、標準賞与額については、厚生年金保険法において平成15年4月1日から適用された制度であることから、それ以前の賞与については標準賞与額とはならず、記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月2日から48年9月まで

昭和47年5月1日から48年9月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が47年12月2日になっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、平成14年3月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年7月*日に破産廃止しており、当時の事業主も既に死亡しているため、廃止当時の代表取締役役に照会したところ、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間や退職した時期までは分からない。また、会社が解散して年数が経過しており、当時の資料を保存していないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち生存及び所在が確認できた2人及びオンライン記録により、当該事業所において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった者のうち生存及び所在が確認できた4人の計6人に照会し、5人から回答が得られたところ、そのうち4人は、申立人のことを記憶しておらず、残りの一人は申立人を記憶しているものの、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「勤務していた当時、B県内におけるC工事中の事故により労働災害と認定された。労働者災害補償保険金は為替で送られ、D金融機

関で受取った記憶がある。また、申立期間当時、E県にあるF社のG工事、B県内のH業務も行った記憶があり、関係機関を調べれば、私が勤務していた期間が確認できるはずである。」と主張しているところ、これら工事の発注者に照会したものの、いずれも当時の工事工程表等の資料を保存していないため不明であると回答しており、また、当時、当該事業所を管轄する労働基準監督署は、「当該事業所が、労働者災害補償保険法の適用事業所であったことは確認できるが、当時の関係資料を保存しておらず、同保険法に基づく申立人の保険給付金の適用状況については不明である。」と回答しているほか、D金融機関は、「為替の記録保存期限は、種類によるが、発行日から1年6か月又は3年6か月でそれぞれ権利消滅となるため、当時の関連記録については保存していない。」と回答しており、いずれの関係機関からも申立人の主張を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人のことを記憶している前述の代表取締役及び同僚一人は、共に「社会保険に加入していた社員について、退職する以前に社会保険の被保険者資格を喪失する手続きが行われたことはない。」と供述している上、申立人が主張するC工事の事故による労働災害についても記憶していない旨供述している。

その上、申立人は、「昭和48年の労災認定期間中に帰省し、家族とバス旅行に参加した。帰省から戻って、1か月ほどしてから退職したことを鮮明に記憶している。」と主張していることから、申立人の元妻に照会したところ、「家族でバス旅行に参加したのは間違いない。いつであったかまでは分からないが、下の子供がI学校に入学していなかったことを記憶している。」と供述しており、戸籍謄本において確認できる申立人の当該子供の生年月日から、I学校入学は、昭和48年4月であったと考えられ、このバス旅行は少なくとも47年以前であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から45年6月30日まで

申立期間について、A市のB工業団地で勤務していた。当時、勤務していた事業所名は不明だが、申立期間に同工業団地で勤務していたのは間違いがない。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しているため、申立期間に勤務していた事業所名、事業主及び同僚の氏名等を確認することができないことから、オンライン記録により、申立人の申立期間前後の期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できるC社及びD社で、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者11人に照会したところ、回答が得られた9人のうち7人は、「C社、D社の工場は、A市のB工業団地にあった。」と述べているが、申立人が申立期間に勤務した事業所名についての供述は得られない。

また、申立人の妻及び家族は、当初、申立人が勤務していた事業所名としてE社を挙げていたことから、申立人の申立期間における勤務実態等について同社に照会したところ、「申立期間に係る資料は無く、当時、A工場に勤務していた従業員に申立人の在籍について確認したが、明確な情報を得ることができない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という)及び被保険者原票には、申立人の氏名はない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、申立人が従事していたとする業務内容と一致し、A市のB工業団地に存在したと思われる4か所の厚生年

金保険適用事業所及び上述の同僚が同工業団地にあったとして名称を挙げた事業所のうち、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる事業所について、被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は無い。

加えて、雇用保険の被保険者記録において、申立期間に係る申立人の記録は存在しない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、実際に受給していた給与額に基づく標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 4 月 1 日に、厚生年金保険の適用のみが A 社から A 社 B 営業所に変更となった。勤務先に変更が無く、定期昇給しているにもかかわらず、年金記録では、標準報酬月額が 4 か月間減額された記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、当該事業所は昭和 42 年 1 月に C 社に合併となっていることから、同社に照会したところ、「申立人は当社に勤務していたことは確認できるものの、関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立ての事実に係る関連資料及び具体的な回答を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 37 年 4 月 1 日である者は 47 人確認できるところ、そのうち 31 人は同日以後の標準報酬月額の等級が直前の等級より低くなっている上、そのうち 3 人は申立人と同程度の減額となっており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記 31 人のうち 2 人から提出された厚生年金保険被保険者資格取得時の給与明細書を確認したところ、固定的賃金部分（基本給、能力給、特別手当及び住宅手当の合計額）に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録により確認できる同人の標準報酬月

額が一致している上、申立期間後に社会保険事務を担当していた者は、「社会保険事務所(当時)に標準報酬月額を届け出る際に、時間外手当を含めずに固定給のみで届け出たかもしれない。」と回答していることから、当該事業所では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、固定的賃金を報酬月額として社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

その上、申立人のA社E営業所に係る健康保険厚年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と合致しており、遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から 60 年 2 月 1 日まで
② 昭和 60 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 59 年 3 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が確認できない。

昭和 59 年 10 月に A 社の B 営業所 C 職を命じられた辞令があるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 2 月 1 日について、申立人が保管する A 社ら交付された辞令及び給与明細書並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間において、同社 B 営業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 6 年 7 月 1 日に閉鎖されている上、後継事業所と考えられる D 社 E 支社からも回答が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和 59 年 8 月及び同年 9 月の給与明細書を保管しているものの、当該給与明細書によると厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が保管する昭和 60 年分の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、申立人に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者期間である 60 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日までの標準報酬月額から算出した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料とほぼ一致することから、申立人が、

申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該事業所で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと主張しているものの、先述のとおり、当該事業所は平成6年7月1日に閉鎖されている上、後継事業所と考えられるD社E支社からも回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、先述のとおり、申立人が保管する昭和60年分の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額から、申立人は、申立期間②に係る同年8月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険で確認できる離職日は昭和60年8月30日であり、オンライン記録で確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録（昭和60年8月31日）と符合している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち3人から回答を得られたものの、いずれの同僚からも、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 16 日から 38 年 1 月 1 日まで

A 社の子会社である B 社に勤務していたが、昭和 37 年 6 月に同社の解散と同時に A 社 C 本社所管の D 事業所に勤務した。同年 10 月頃に E 市に戻り、新設会社である F 社の設立準備業務に従事し、同年 11 月 2 日に同社の設立と同時に同社に採用されたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、A 社から給与が支給されていたと認識しており、当然のことながら厚生年金保険に加入していたと思っているので、同保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A 社の関連会社である F 社に採用され、A 社所管の D 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社及び F 社は、それぞれ平成 7 年 5 月 1 日及び 3 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているほか、A 社の後継会社である G 社は、「申立人に関する資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

また、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は昭和 38 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、H 健康保険組合が保管している申立人に係る被保険者台帳によると、申立人の健康保険被保険者資格取得日はオンライン記録と一致していること

が確認できる。

さらに、申立人が経理担当者として名前を挙げた同僚は、「当時のA社本社の事業所は、E市に初進出する時期であり、時間をかけてスタッフを教育することが営業方針であった。そのため、申立人のC市におけるD事業所勤務の期間は研修期間であったと思う。申立期間の給与については、F社の設立前であったため、親会社であるA社C本社が立て替えて支払っていた。」と回答している。

加えて、申立期間当時、D事業所において申立人と一緒に勤務していたとし、かつ、F社の被保険者名簿により、昭和38年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、昭和37年7月から同年10月までA社所管のD事業所で勤務し、その後、同年11月から新会社であるF社の設立準備業務に従事した。給与はA社から支給されていた。」と回答しているところ、当該同僚はA社の被保険者名簿では、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚からも、申立人への申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立期間において、A社の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4093 (事案 2863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から平成 2 年 3 月 30 日まで
申立期間においては、実兄が設立したA社に勤務していた。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。
新たな資料は無いが、実兄が厚生年金保険料を社会保険事務所(当時)に納付していたと思うので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業所名簿等により、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立期間当時の代表取締役である申立人の実兄は既に死亡しており、その後、当該事業所の代表取締役となった申立人が、申立期間当時の書類を引き継いでいないとしていること、iii) 申立人は申立期間において、国民健康保険に加入していたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料等を提出することなく、「実兄が社会保険事務所に対し、厚生年金保険料を納付していた。」と主張しているが、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から同年9月3日まで
② 昭和33年11月16日から34年1月1日まで

申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和33年6月1日には既に同社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、B社（現在は、C社）に、昭和33年11月16日から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社への入社に至る経緯に関する具体的な供述及びそれに対する当時の同社の役員であったことが確認できる者の供述から判断すると、申立人は、申立期間①以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録により、昭和40年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業・法人登記簿謄本により、59年12月2日に解散していることが確認できるとともに、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は同僚の姓のみを挙げているが、個人を特定することができず、オンライン記録により、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述が得られない上、そのうち自身の勤務期間を記憶している一人

が、「私は、自身の厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から、A社で勤務していた。」と供述していることから、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社後、一定期間を経過した後であったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和33年11月16日からB社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社では、「30年以上も過去の資料については不明である。当社は合併を繰り返しており、申立期間②当時のことを知る者もない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したものの回答が得られず、オンライン記録により、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、そのうち二人は、「申立人が勤務していたことは知っているが、詳しいことは分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人の申立内容を確認できる供述を得ることはできなかった。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日から A 社で勤務していたが、申立期間である 7 か月は、会社の命により、B 業務代理店設立のための資格を取得すべく C 社 D 業務部に研修出向させられていた期間であり、身分及び待遇面等は従来と変わることなく、給与も A 社から支給されていた。

申立期間の給与の額は出向前よりも増えていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額が出向前よりも下がっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A 社から C 社 D 業務部に研修出向していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が下がっているのは納得できない。」と申し立てている。

しかしながら、C 社の合併先である E 社は、「合併により書類が残っておらず、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A 社は、オンライン記録により平成 16 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業・法人登記簿謄本により同年 6 月 30 日に解散していることが確認でき、当時の事業主は、「給与の減額を実施したことはないものの、当時の資料が無いため確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人及び申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる 2 人の計 7 人に照会したところ、4

人から回答が得られたものの、そのうち、申立期間当時に当該事業所のF職であった者は、「申立人がC社D業務部に研修に行ったことは事実であるが、社会保険等の詳細は分からない。」と供述し、事務担当であった者は、「A社はその後他社と合併したが、当該合併先の企業も既に倒産しており、過去の社会保険及び給与データは処分されているため、詳細は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できないほか、当該事務担当であった者は、「申立人が出向したのであれば、A社で社会保険等の資格があるのが通常であり、C社で同保険等の資格を取得するために、同社に入社した上で研修を受けなければその資格を取得できなかった可能性があるが、今となってはその詳細は不明である。」とも供述している。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人においても、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

その上、申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額等の記録が遡って訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

平成 12 年 3 月 21 日から同年 12 月 25 日まで A 社 (現在は、B 社) に C 専門職として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。

雇用保険の被保険者記録により、申立期間に当該事業所に勤務していたことが証明できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管している申立人に係る賃金台帳 (写し) (申立人の領収印が確認できる。) によると、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立期間のうち、平成 12 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月は、労働日数が通常の労働日数に満たないこと (労働日数は、平成 12 年 5 月が 3 日、同年 6 月が 0 日、同年 7 月が 11 日) が確認できる。

また、当該事業所は、「社員を新規採用する際、試用期間を 3 か月設けており、原則として、試用期間中の者については厚生年金保険の加入手続を行っていないが、これは新規採用者に一律適用するものではなく、勤務状況に応じてその期間を短縮して同保険の加入手続を行っていた。申立人の場合は、病気のため通常勤務が困難な時期があったので、通常の採用者より厚生年金保険の加入手続が遅くなった。」と回答しているところ、申立人も、「勤務し始めた後、体調を崩して 1 か月ほど入院し、静養していた時期があった。」と供述してい

る。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人及び当該事業所において雇用保険の被保険者資格を申立人と同時期に取得していることが確認できる同僚一人の計3人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。